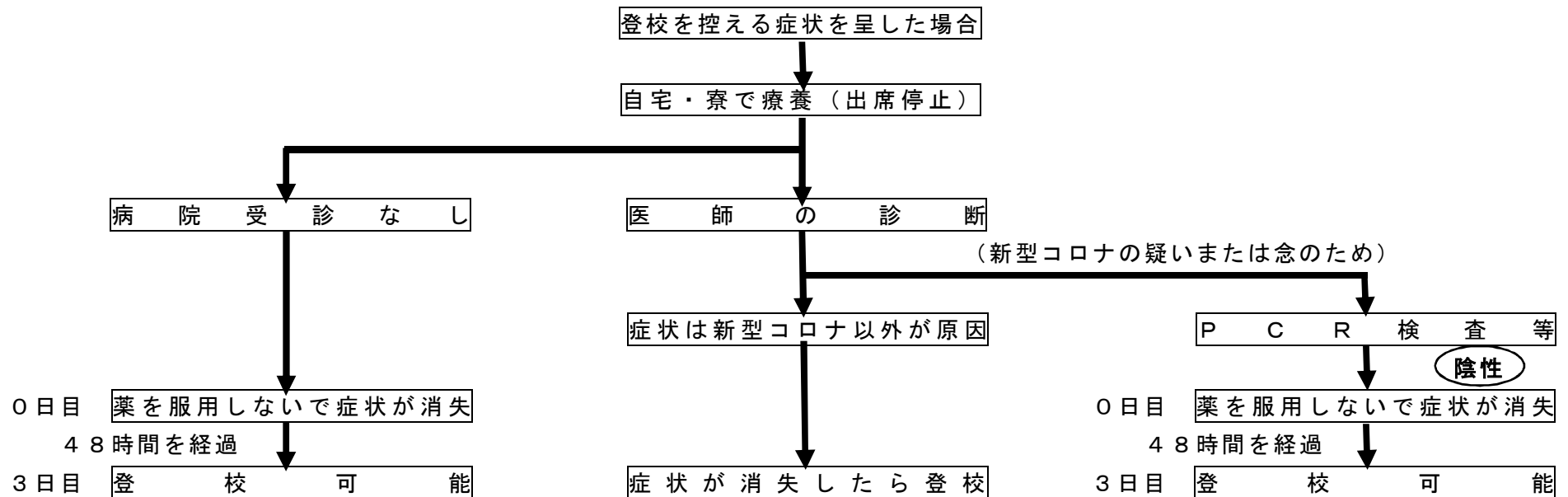


# I 生徒が発熱等の症状を呈した場合の対応について

(2020.5.15 各家庭へ郵送)

- 1 登校を控える症状
  - 風邪症状、臭覚・味覚異常、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合
  - 37℃以上の発熱がある場合
  - 37℃以上の発熱と解熱を繰り返している場合
  - その他、心配となる症状がある場合

## 2 対応フローチャート



## Ⅱ 生徒の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合の対応について

(2020.10.29 ホームページ掲載)

生徒の同居家族に次の症状がみられる場合、同居家族の症状が回復するまで出席停止とする。

- ・ 風邪症状、臭覚・味覚異常、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合
- ・ 37℃以上の発熱がある場合
- ・ 37℃以上の発熱と解熱を繰り返している場合
- ・ その他、日頃と違い体調に異常がある場合

### Ⅲ 生徒が濃厚接触者になる場合等の対応について

(2020.12.3 ホームページ掲載)

- 1 生徒が濃厚接触者になる可能性があり、保健所の調査段階にある場合
  - ・濃厚接触者になる可能性が出た時点から、保健所が濃厚接触者を特定するまでの期間、出席停止とする。
  - ・状況に応じて、保健所が濃厚接触者を特定するまでの期間、関係クラブ・クラスの生徒を出席停止とする。
  
- 2 生徒が保健所に濃厚接触者と判断された場合
  - ・保健所に濃厚接触者と判断された時点から、PCR検査等で陰性になるまでの期間、出席停止とする。
  - ・状況に応じて、PCR検査等で陰性になるまでの期間、関係クラブ・クラスの生徒を出席停止とする。
  
- 3 生徒が濃厚接触者となり、PCR検査等で陰性となった場合
  - ・保健所の指示により、健康観察期間（14日間）を自宅待機とし、出席停止とする。
  
- 4 生徒が濃厚接触者となり、PCR検査で陽性となった場合
  - ・別途、保健所等関係機関の指示に従い対応する。

## IV 生徒の同居家族が濃厚接触者になる場合等の対応について

(2020.11.6 ホームページ掲載)

- 1 生徒の同居家族が、濃厚接触者になる可能性があり、保健所の調査段階にある場合
  - ・濃厚接触者になる可能性が出た時点から、保健所が濃厚接触者を特定するまでの期間、出席停止とする。
  
- 2 生徒の同居家族が、保健所に濃厚接触者と判断された場合
  - ・保健所に濃厚接触者と判断された時点から、PCR検査等で陰性になるまでの期間、出席停止とする。
  
- 3 生徒の同居家族が、濃厚接触者となり、PCR検査等で陰性となった場合
  - ・PCR検査等で陰性になった時点から、通常登校とする。
  
- 4 濃厚接触者の健康観察期間（14日間）は家庭内での接触を極力避け、次のことに努めること。また、体調に異常がある場合は登校しないで学校に連絡する。
  - ・部屋を分ける
  - ・家の中でも可能な限りマスクを着用する
  - ・食事の時間帯を分ける
  - ・タオル等の共用をしない
  - ・手洗い、うがい、手指消毒をする 等
  
- 5 生徒の同居家族が、濃厚接触者となり、PCR検査等で陽性となった場合
  - ・別途、保健所等関係機関の指示に従い対応する。

## V 生徒がPCR検査等で陽性になった場合の対応について

(2020.7.15 ホームページ掲載)

- 1 前提 江別保健所または生徒居住地所管保健所等の行政判断、指導を遵守する。
  
- 2 新型コロナウイルス感染者発生後の対応について
  - (1) 全校生徒対象に状況や今後の対応について説明し（全校放送）、放課後の活動を停止し、一斉下校および帰寮させる。
  - (2) 保健所の判断による校内の濃厚接触者が特定されるまで臨時休校とする。
  - (3) 全校舎内の消毒を実施する。
  
- 3 濃厚接触者特定後の対応について
  - (1) 感染者・濃厚接触者の所属する次の①～⑤のいずれかの範囲を対象として、行動履歴等により総合的に判断して閉鎖する。  
①学級単位 ②学年単位 ③校舎内の区域単位 ④全校単位 ⑤その他の区分
  - (2) 学級等の閉鎖期間及び個別の出席停止期間は14日間を基本とする。
  - (3) 学級等の閉鎖対象にならなかった生徒は、休校後、平常授業を再開する。
  
- 4 学級等の閉鎖期間中の対応について
  - (1) 感染者・濃厚接触者は、保健所等関係機関の指示に従って対応する。
  - (2) 学級等の閉鎖対象になった生徒は、自宅および寮で待機する。検温等の体調観察を行い、異常があれば速やかに学校に報告する。
  - (3) 学級等の閉鎖対象にならなかった生徒は、感染リスク回避に努めて平常の学校生活をおこなう。検温等の体調観察を行い、異常があれば速やかに学校に報告する。外出等は各家庭において判断し、感染リスクを回避しておこなう。
  
- 5 留意事項
  - (1) 状況により、平常の学校運営が困難な時は臨時休校とする。
  - (2) 感染者の校内における行動履歴が複雑で濃厚接触者が特定しきれない場合は臨時休校とする。
  - (3) 2例目の感染者が出た場合、臨時休校にすることがある。